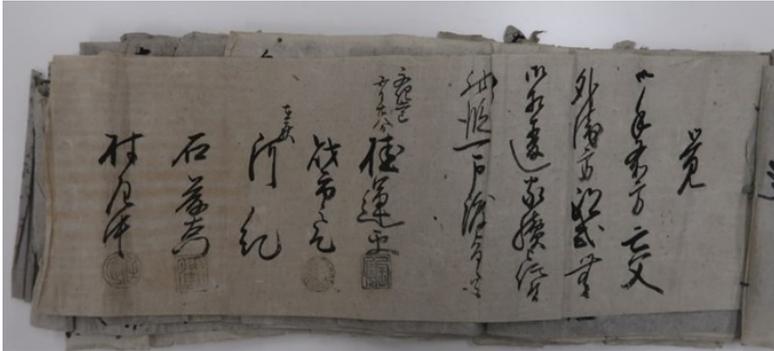
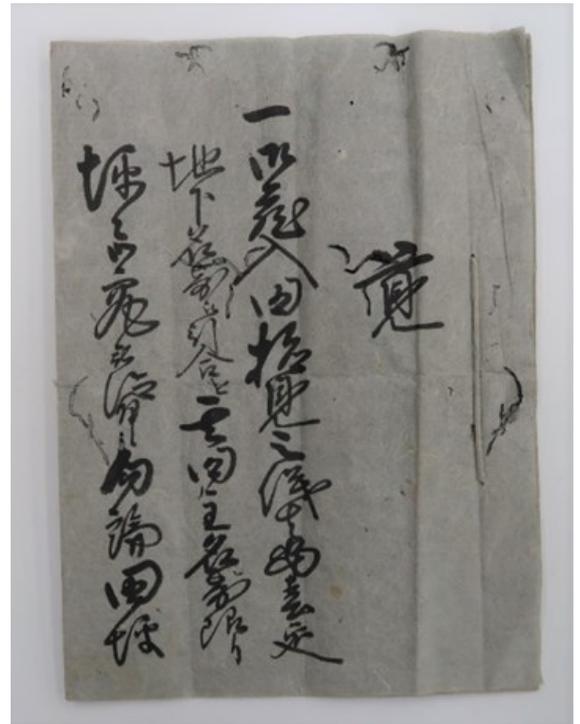


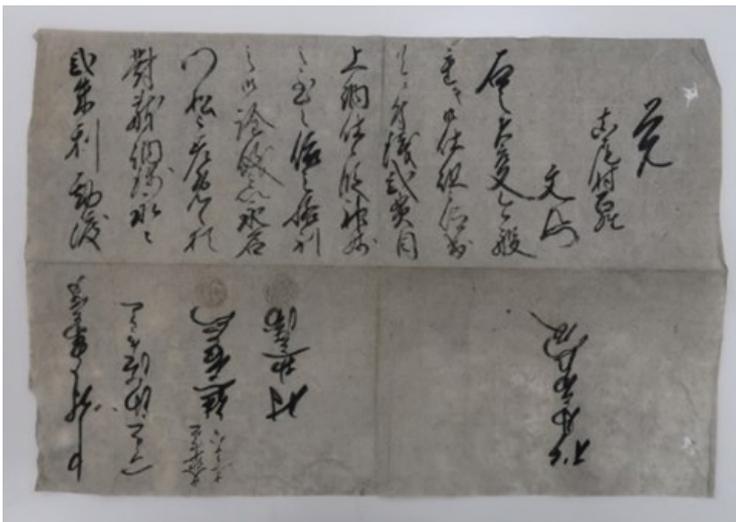
萩藩一門右田毛利家と 文書の色



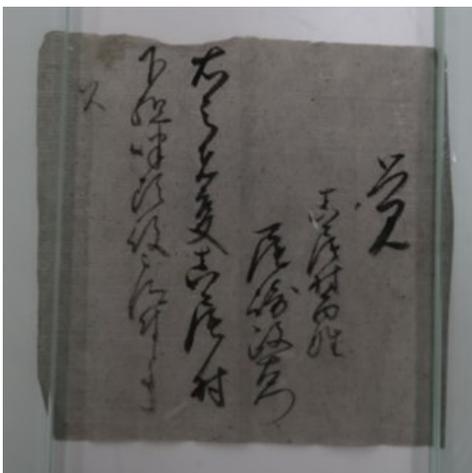
2 右田毛利家加判衆連署奉書



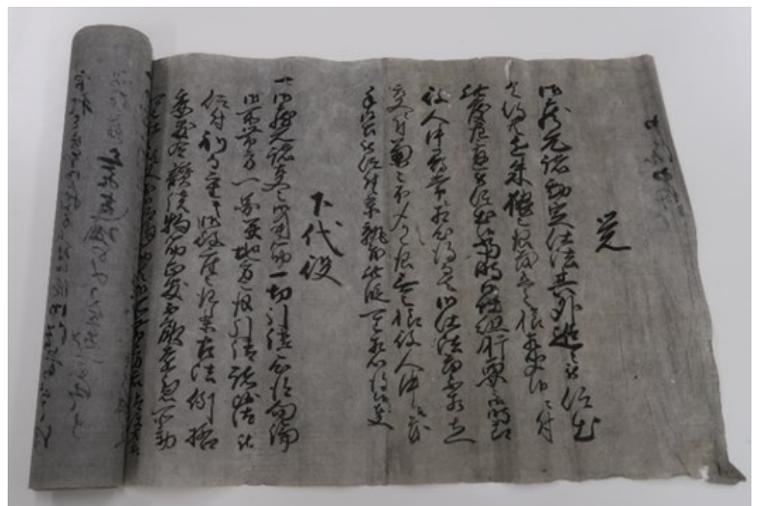
1 成ノ秋検見仕法書付



5 御仕成沙汰書



3 畔頭任命書



4 役人中所勤締り書

◆江戸時代、萩藩では「黄紙(きがみ)」と呼ばれる黄色の紙を公用紙として用いました。キハダという植物を用いて染めた紙です。

◆宝永7年(1710)、藩の役人が役所の紙を私的に使うことのないよう、役所で用いる紙の公私を区別するため用いたのが始まりです。以後幕末まで続きました。のちには、藩が発給した公式な文書であること、藩の文書としての独自性を示すものとして「黄紙」が機能していきます。ただし藩内のみの使用でした。

◆一方、萩藩士の最上層・一門八家でも家中で色紙を使う例がありました。宍戸家、吉敷毛利家、大野毛利家、益田家は赤色の紙を用いています。

◆これに対し右田毛利家では、薄墨色の文書を家中で用いました。同家加判衆が家臣に宛てた奉書、右田毛利家領内の村役人・百姓に宛てた沙汰書などに薄墨色の紙が使われています。他の一門八家と比べると、色付紙の用途もかなり広がったようです。

◆今月は、萩藩一門・右田毛利家の家中で用いられた薄墨色の紙を紹介します。



右田毛利家の旗
上：毛利家家紋
下：右田毛利家家紋

宰判	村	一郷一村	領地高	宰判合計	%
1 三田尻	1 上右田	○	1897.251	14,016.210	87.5
	2 下右田	○	981.688		
	3 高井	○	868.076		
	4 大崎	○	1671.424		
	5 佐野		527.911		
	6 鹿角		503.010		
	7 牟礼	○	2894.764		
	8 真尾	○	1209.109		
	9 和宇	○	270.851		
	10 久兼	○	696.911		
	11 奥畑	○	388.134		
	12 鈴尾	○	830.791		
	13 奈美	○	764.500		
	14 中山	○	511.790		
2 小郡	15 阿知須浦		549.059	549.059	3.4
3 美祢	16 綾木		1458.250	1,458.250	9.1
合計			16023.519	16,023.519	100.0

右田毛利家知行地一覧

1 戌ノ秋検見仕法書付 戌（年未詳）

右田毛利家で保存されていた文書です。同家の知行地内で行う検見（田畠の年貢額を決めるための作柄調査）の方法、その手順が記されています。藩の規則をベースに右田毛利家自身が定めたものです。藩のルールと区別する意味で、右田毛利家の公用紙である薄墨紙にあえて記したのでしょう。

*右田毛利家文書645

2 右田毛利家加判衆の連署奉書 文化6年(1809)

右田毛利家の加判衆は、家中の最上級家臣数名で構成され、当主の意を受け、奉書などさまざまな形式の意思決定文書を発給しました。展示文書は加判衆が家臣長尾家に宛てた連署奉書で、父死去に伴う家督相続を認めたものです。このような主従制の根幹に関わる重要事項を伝える文書にも、白紙ではなく、薄墨色の紙を使っているのが右田毛利家の特徴です。

*尾崎家文書606

3 右田毛利家領の畔頭任命書 年未詳

三田尻宰判真尾村（現防府市）は右田毛利家の一郷一村知行地（全村が右田毛利家の知行地）でした。展示文書は、同村百姓の尾崎政右衛門を同村下組の畔頭（給畔頭）に任命した文書、いわば畔頭の任命書です。百姓に対し、任命主体が右田毛利家であることを薄墨色という紙の色で示しています。

*尾崎家文書153

4 役人中所勤締り書

申（年未詳）

右田毛利家に保存されていた文書です。右田毛利家の蔵元役人である下代役、所帯方などに対し、儉約を心がけた勤務を行うよう具体的に指示した申渡書です。これも右田毛利家における独自のルールであることから、あえて右田毛利家の公用紙、薄墨色の紙に記されたと考えられます。

*右田毛利家文書642

5 百姓への御仕成沙汰書

文化14年（1817）

三田尻宰判真尾村の百姓文左衛門が右田毛利家へ錢2貫目を献納したことに対し、それを褒賞し、文左衛門に永代名字および門松を飾ることを許可した右田毛利家の沙汰書です。この場合も、許可の主体が藩ではなく、右田毛利家であったことを色で示しています。

*尾崎家文書19

真尾村庄屋の任命書（黄紙）

安政4年（1857）

蔵入地（藩直轄地）と家臣知行地が混在する村の場合、各家臣は、村の庄屋とは別に、知行地を管理する「給庄屋」を置き任命状を発給しました。ところが全村右田毛利家領であった真尾村の場合、庄屋の任命状は黄紙で出されています。一郷一村知行地の場合、庄屋の任命主体は藩であったことを示しています。庄屋任命状の色から、知行地および村の庄屋をめぐる藩と家臣の関係をうかがい知ることができます。

*尾崎家文書68(27の2)